

両磐地区介護支援専門員協議会 4月26日研修会 Q&A

※ 以下の取り扱いについては、今後厚生労働省より発出される通知又はQ&A等により変更となる場合があります。

番号	質問内容	回答	根拠
1	<ul style="list-style-type: none"> 運営規定において、ハラスメント関係の防止・方針に関しては令和6年までの努力義務ではなく、早急に追加する必要があるか 	<p>職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置（方針の明確化及び周知・必要な体制の整備）については、中小企業（介護サービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</p> <p>なお、ハラスメントの防止等については、運営規程に追加する必要はありません。（事業所として追加する場合には、事業者変更届を提出してください。）</p>	<p>運営基準 第19条第4項</p> <p>解釈通知 3の(13)の④</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催の期間の具体的な期間とは年1回位と考えて良いか 	<p>基準では、定期的に開催することとされていますが、具体的な期間については示されていません。</p> <p>当面の間は、少なくとも年1回以上は開催してください。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> 契約時の押印の省略は具体的にどのような方法があるか 	<p>契約書については、署名（自筆）又は記名押印（印字と押印）により締結する方法があります。</p> <p>また、電磁的方法による契約の締結については、「利用者等・事業者等との間の契約関係を明確化する観点から、書面における署名又は記名押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい」とされており。</p>	<p>解釈通知 5の(2)の③</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画の数が占める割合の上位3位の説明書作成にあたり、事業所名だけではダメなのか、必ず比率も記載する必要はあるのか 	<p>運営基準及び解釈通知に記載のあるとおり、説明を行う項目は訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める「割合」、同一の事業者によって提供されたものが占める「割合」等となっています。</p> <p>事業所名のみでは説明内容が不十分になりますので、「割合」まで記載をしてください。</p> <p>基準第4条第2項より一部抜粋 「前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。」</p>	<p>運営基準 第4条第2項</p> <p>解釈通知 3の(2)</p> <p>Q&A (vol. 3) 問111、112</p>

両磐地区介護支援専門員協議会 4月26日研修会 Q&A

※ 以下の取り扱いについては、今後厚生労働省より発出される通知又はQ&A等により変更となる場合があります。

番号	質問内容	回答	根拠
5	・予防の委託連携加算は包括⇒A事業所の連携では加算できるが、委託先がB事業所に変更となった場合B事業所においても連携加算を算定できるのか（利用者1人につき1回限定の考え方からすると算定できないのか）	委託先が変更となった場合にも、地域包括支援センターと変更後の居宅介護支援事業所において利用者に係る必要な情報の提供等が発生するため、算定可能と考えます。	
6	・通院時情報連携加算について、通院ができない利用者の訪問診療時に同席した場合に算定可能か、あくまで通院でなければ算定できないのか	算定基準の注より、「利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席」することが要件の一つになっていますので、訪問診療に同席した際には要件を満たしません。	算定基準 ト注
7	・通院時連携加算は、聞き取りをした月に算定するのか、計画した月に算定するのか	当該加算は、通院時に医師に対して情報提供をし、医師等から必要な情報を受け、居宅サービス計画に記録した際に算定が可能です。 情報提供を受けた内容によっては、居宅サービス計画を変更する必要がない場合も想定されます。 算定する月は、情報連携を行った通院日が属する月と考えます。	算定基準 ト注
8	・小規模多機能の「登録者以外も利用可能」について、例えば旧一関市以外の利用者は地域外になってしまうが利用可能なのか	小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであるので、管内（一関市・平泉町）にお住いの方が利用できます。短期利用者についても、これまでと同様に管外に住所がある方についてはサービスを利用することはできません。 事業所で定めている「通常の事業の実施地域」が旧一関地域の場合でも、それにより旧一関地域外の方の利用を制限するものではありません。事業所で受け入れる体制が整っている場合、管内にお住まいの方であれば通常の事業の実施地域外の方でも利用は可能です。 ただし、通常の事業の実施地域外を理由にサービス利用の申し込みを断ることも可能です。	解釈通知 4の(2)

両磐地区介護支援専門員協議会 4月26日研修会 Q&A

※ 以下の取り扱いについては、今後厚生労働省より発出される通知又はQ&A等により変更となる場合があります。

番号	質問内容	回答	根拠
9	<p>・認知症行動、心理症状緊急対応加算について、短期利用費となっているが連泊利用のみと考えて良いのか、それとも全てのサービス提供が想定されるのか、また計画作成の届け出は必要か</p>	<p>短期利用費については、主に想定されるサービスは宿泊サービスではありますが、サービス内容は宿泊のみと限定されていません。ついては、すべてのサービス（通い、訪問、宿泊）の提供も想定されます。居宅サービス計画作成依頼届出書の提出は必要ありません。</p>	
10	<p>・小規模多機能の緊急時の宿泊ニーズの対応について、計画作成の届け出は不要（居宅介護支援事業所が担当のまま）と考えてよいか</p>	<p>今回の改正は、短期利用居宅介護の要件が変更となるものですので、従前と同様に居宅サービス計画作成依頼届出書の提出は必要ありません。</p>	
11	<p>・サービス担当者会議開催について、照会票対応可との通達もあり（多種サービス利用の場合、利用頻度の高い事業所だけを呼び他は照会票対応とか、自宅では密状態になることも考え、事業所内の広い会議室を利用する等）工夫しながら対応しているが、通達から1年が経過し、2年目にわたり照会票のやりとりで良いのか、どのような担当者会議開催が望ましいのか</p>	<p>介護保険最新情報vol.773 問9により、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とされていたところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いについては、引き続き同様の取り扱いが可能です。</p> <p>また、今回の法改正により、サービス担当者会議についてテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとされました。</p> <p>テレビ電話装置等を活用した担当者会議については、利用者等が参加する際にはテレビ電話装置等の活用について同意を得なければならないことや、利用者やサービス担当者等が機器を備えていなければならないなど、準備が必要となりますが、お互いの顔を見ながら意思疎通を図ることができることから、書面より望ましいと考えます。</p>	<p>介護保険最新情報vol.773 運営基準 第13条第9項 解釈通知 3の(8)の㊸</p>

両磐地区介護支援専門員協議会 4月26日研修会 Q&A

※ 以下の取り扱いについては、今後厚生労働省より発出される通知又はQ&A等により変更となる場合があります。

番号	質問内容	回答	根拠
12	<p>・同居家族の勤務先が他県（宮城県）ということで、通所リハや訪問リハの受け入れを断られるケースがある、サービス事業所において厚労省からの通達を理解し受け入れをしてもらいたい。</p>	<p>介護サービス事業所が提供する各種サービスは、利用者の方々やご家族の生活を継続する観点から欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが、継続的に提供されることが重要であるとらえています。</p>	
13	<p>・コロナ陽性または濃厚接触者なった場合、通所系サービスを中止し訪問系サービスへと言われるが、今迄ヘルパー利用をしたことのない利用者へ急に行ってもらいたいとお願いしても実際のところ難しいのが現状。家族で調整できる場合は良いとして、独居の利用者への対応はどのようにすれば良いのか</p>	<p>ご質問の件については、訪問系サービス事業所の利用者ではなかった方について、訪問系サービス事業所に対して急遽訪問を依頼しても、利用者の状況を把握していないため、即座にサービス提供をすることが難しいという主旨で解釈しました。 これまで通所系サービス事業所で受けていたサービスを受けることができなくなり、訪問によるサービスが必要となった方については、その方の状況等を把握されている通所系サービス事業所が、訪問系サービス事業所に代わり、できるかぎりの訪問サービスを行うことも可能とされています。 なお、通所系サービス事業所が訪問サービスを行った場合の請求については、提供したサービス時間の区分に応じた通所介護の報酬区分を算定することになります。（介護保険最新情報vol.770のとおり） 介護保険最新情報vol.779問1より、「感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能」とされています。</p>	
14	<p>・隣接の奥州市で高齢者施設においてクラスター発生事例があるが、当地域で同じような状況が発生した場合、広域行政組合はどのように対応を考えているのか、施設入所者のみならず、併設する通所、訪問系サービスも休止することも考えられるがケアマネだけで調整するのは困難と考えるが…</p>	<p>当組合としても、一関市、平泉町、岩手県と連携して、利用者やその家族、介護サービス事業所を支援する体制であります。 介護サービス事業所に対しても、他事業所が休止した場合には、サービスの継続に向けて積極的にご協力いただくよう、働きかけを行います。</p>	